

# 扶養状況説明書 A 【配偶者の申請用】

(「被扶養者(異動)届」の添付書類)

次の場合、この扶養状況説明書は不要です。  
 ◎被保険者の出向等に伴う労金健保内での異動の際、被扶養者の収入状況や生計を維持される状況が従前から変わらない場合(嘱託再雇用時を除く)。  
 \*その場合は、「被扶養者(異動)届」の「備考欄」に、異動前の記号番号をご記入ください。

【申請にあたっての注意事項】 [全国労働金庫健康保険組合 業務部 TEL 03(5217)3162]

- ・以下の設問内の該当する番号・記号に○、□に✓、または必要事項を記入して、確認書類を添付のうえご提出ください。
- ・雇用保険の失業給付を受けるときは、『失業給付を受ける場合の扶養申請について』を必ずご確認ください(労金健保ホームページ「申請書類ダウンロード」内に掲載)。
- ・確認書類は、誓約書、申告書を除き、基本的に「写し」で構いません。
- ・書類を提出すれば、無条件に被扶養者として認定されるものではありません。また状況によっては追加書類の提出を求められることがあります。

1	申請の配偶者氏名(対象者)	年齢	続柄	職業等	同居/別居	今後の年収見込み額
		歳	妻・夫		同居・別居	万円

2	申請の事由
	1. 被保険者の資格取得に伴う申請 2. 被保険者との婚姻による申請 3. 失業給付の受給終了による申請 4. 会社都合(倒産、解雇等)や定年、会社都合に準じる理由により退職したための申請 5. 自己都合により退職したための申請 6. その他〔 〕
	上記 2～6 に該当の場合、その事由の発生日(例:結婚した日、失業給付の受給終了日、退職日等) → 平成・令和 年 月 日

3 配偶者が加入していた(る)医療保険	確認書類
1. 他の健康保険・共済組合〔 a 本人 b 家族〕	←追って「資格喪失証明書」を提出していただくことがあります
2. 任意継続被保険者〔 a 本人 b 家族〕	← a の場合は、任意継続の「資格喪失証明書」を添付してください
3. 国民健康保険	
4. 労金健保、その他( )	状況に応じて確認書類が必要になることがあります

4 配偶者の現在の収入/就労状況など	収入額	確認書類
収入が有るとき	1. 給与収入(パート・アルバイト等)	約 万円/月 直近3カ月分の「給与明細書」、なお、平均月収が8.8万円以上の場合は「雇用契約書」等、労働日数や労働時間、事業所名が確認できる書類
	2. 年金収入(老齢、障害、企業年金、個人年金等)	約 万円/年 直近の「年金振込通知書」や「年金改定通知書」等
	3. 雇用保険の失業給付を受給中	円/日 次の設問5でご確認ください
	4. 傷病手当金・出産手当金・労災給付金を受給(手続)中	円/日 「支給決定通知書」や「振込通知書」等、金額がわかる書類
	5. 事業収入(自営、農業、販売、不動産賃貸等)	約 万円/年 直近の「確定申告書(控)」と「収支内訳書」等
	6. その他( )	約 万円/年 状況に応じて書類が必要になることがあります
収入が無いとき	1. 専業主婦(夫)	} 前職を退職後1年以内の場合は退職日を記入してください。 → 平成・令和 年 月 日
	2. 求職中、失業給付の手続中または受給期間延長中	
	3. その他( )	
【無職・無収入の申告欄】(上記1～3に無収入の状況等を回答のうえ、次の□へ✓をして申告してください) <input type="checkbox"/> 申請する対象者は現在無職で収入がありません。また、今のところ就労(就職)予定もありません。		

※「現在、失業給付を受給(手続)中」「退職後1年以内」「退職後1年以上でも受給期間延長中」のいずれかに該当する場合のみ回答してください。

5 雇用保険の失業給付についての申告欄 (該当するものに✓をして申告してください)	確認書類
<input type="checkbox"/> 失業給付の受給(権)はありません。 → [ a すでに受給終了 b 雇用保険に未加入 c 加入期間不足 d その他 ]	AかBかCかE
<input type="checkbox"/> 就労する意志がないため失業給付の受給手続きを行いません(受給手続きを行った時は速やかにCとGの書類を提出します)。	AかBかC
<input type="checkbox"/> 受給期間を延長(中)のため、失業給付を受給しません(受給手続きを行った時は速やかにCとGの書類を提出します)。	(AとG)か(DとG)
<input type="checkbox"/> 失業給付を受給予定です。現在は[ a 受給手続前または手続中 b 待期期間中または給付制限期間中 ]です。	(AとG)か(CとG)
<input type="checkbox"/> 失業給付を受給中です。なお、基本手当日額は、3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)です。	
確認書類 (A～G) A「離職票1と2」 B「雇用保険資格喪失確認通知書」 C「雇用保険受給資格者証(両面)」 D「雇用保険受給期間延長通知書」 E「雇用保険未加入の旨が確認できる退職証明書」等 ※A～Eはいずれも書類の写し G「誓約書(失業給付)」(当健保組合指定用紙)	

※被保険者と同居の場合は、6の設問を回答する必要はありません。

6 被保険者と同一世帯に属していない(住居と家計が非同一)の理由	確認書類
1. 被保険者の単身赴任による、または子の通学のため	
2. その他( )	状況に応じて送金(仕送り)確認書類が必要になることがあります

7 被保険者の収入状況	収入額(見込額)	確認書類
ア. 事業所(金庫等)からの給与、賞与	約 万円/年	
イ. 年金、その他( )	約 万円/年	対象者(配偶者)の年収が、被保険者の年収「ア」の1/2以上になる場合は、「イ」の年収が確認できる書類が必要です

◆上記各欄に記載されている以外の確認書類

- 配偶者が、学生・生徒の場合は、当年度の在学が確認できる「学生証」「生徒証」または「在学証明書」
- 被保険者と配偶者の姓が異なる場合は、「住民票(世帯全員分で続柄を省略しないもの)」など続柄が確認できる書類

上記のとおり相違ありません。 年 月 日

被保険者証の記号番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ (印)